

公 告

公 告 第 4 号
令和8年2月10日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長 西宮 祥伍

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告する。

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名・予定数量・契約期間・契約場所
件 名 令和8年度十文字原演習場で使用する電気ほか2件（仕様書のとおり）
予定数量 仕様書のとおり
契約期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約場所 陸上自衛隊十文字原演習場、国東通信所及び山浦通信所

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の売買」で九州・沖縄地域の資格を有し、次の条件を満たす者であること。
- (4) 電気事業法第3条1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 「Re100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすることができる者であること。また、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料「再生可能エネルギー電源の割当計画書等」を、令和8年2月19日（木）15時00分までに書面で提出することとする。
- (6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙に基づく条件を満たしている者。（入札参加を希望する事業者は、別紙に基づく、「適合証明書」及び関係書類を、令和8年2月19日（木）15時00分までに提出すること。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

第404会計隊事務室、西部方面会計隊ホームページ

4 入札説明会及び競争執行日時等

入札説明会：実施しない
入札日時：令和8年2月26日（木）14時00分
場 所：陸上自衛隊別府駐屯地 会計隊入札室

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免 除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「（予定数量－納入済数量）×単価」の総額（税込）、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額（税込）の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 落札決定方法

- (1) 本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、予定総価が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を入札書に記載すること。（小数第2位までとする。）
落札の決定は、予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 第2項第5号・第6号及び第11項第2号に示す入札関係書類を提出しなかった者また、審査に合格しなかった者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約を行わない者の入札
- (5) その他入札に関する事項に違反した入札

9 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
ア 「物品売買契約条項」
イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
エ 「単価契約に関する特約条項」

10 公告掲示場所

陸上自衛隊別府駐屯地、陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

11 その他

- (1) 入札関係の委任を受けた場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 資格審査結果通知書及び一般電気事業者又は特定規模電気事業者の許可書（写）を令和8年2月19日（木）15時00分までに提出すること。
- (3) 電話・電報・FAX等による入札は、認めない。
- (4) 郵送による入札の場合は、封筒に「（令和8年2月26日 令和7年度十文字原演習場で使用する電気ほか2件）入札書在中」の記載をし、令和8年2月25日（水）17時00分までに必着するように郵送するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

12 連絡先

- (1) 入札に関する問い合わせ先
陸上自衛隊別府駐屯地第404会計隊 契約班 担当 中村
TEL 0977-22-4311 内線338 FAX 0977-23-3433（直通）
- (2) 仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊別府駐屯地 別府駐屯地業務隊 管理科 受電所 担当 松田
TEL 0977-22-4311 内線460 FAX 0977-23-3433

「2 入札参加資格」 (6) で示した条件等

1 下記の5項目について、点数制で評価し、その点数が70点以上の電気事業者であること。

- (1) 令和6年度1kwhあたりの二酸化炭素排出係数
- (2) 令和6年度未利用エネルギーの活用状況
- (3) 令和6年度再生可能エネルギーの導入状況
- (4) グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）
- (5) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

2 二酸化炭素排出係数について

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって、電気事業者ごとに個別に公表された係数又は国等において、把握できる係数（各電気事業者がホームページで公表しているもの、地方公共団体がその地域の存する事業者向けに公表しているもの等）として、適切と認められもの。

3 未利用エネルギー

令和6年度における未利用エネルギーの活用比率（％）

「算定方式」

$$\frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

4 再生可能エネルギーの導入状況

「算定方式」 $\frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}}$

- ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))
- ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電力の利用量(送電端(kWh))（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く）
- ③ 令和6年度の供給電力量(需要端(kWh))

5 関係書類の提出

- (1) 点数等報告書 付紙「適合証明書」
- (2) 前項2～4のそれぞれの項目に関する数値等が確認できる資料

6 その他

契約締結事業者については、契約期間満了後、上記点数（70点以上）を維持し、電力供給を行ったことを証明できる書類を提出すること。

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊別府駐屯地

第404会計隊長 西宮 祥伍 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

1 ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙及び仕様書付紙第3により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書			
件名	令和 8 年度十文字原演習場で使用する電気	作成年月日	令和 7 年 1 月 1 5 日
		所 属	別府駐屯地業務隊
		作 成 者	防衛技官 松 田 学
1 【概 要】 (1) 需要場所 大分県速見郡日出町南畑 十文字原演習場 (2) 業種及び用途 官公署（国家事務） 2 【仕 様】 (1) 電気方式、標準電圧、周波数 等 ア 廠舎地区 交流 3 相 3 線式 200V 60Hz 力率 85% 1 回線受電方式 イ 廠舎地区 交流単相 3 線式 100/200V 60Hz 1 回線受電方式 ウ 射場地区 交流単相 2 線式 100V 60Hz 1 回線受電方式 エ トイレ 1 交流単相 3 線式 100/200V 60Hz 1 回線受電方式 オ トイレ 2 交流単相 2 線式 100 60Hz 1 回線受電方式 (2) 契約電力（電流）、予定電力使用量 ア 廠舎地区 9KW 14, 200KWH イ 廠舎地区 40KVA 53, 900KWH ウ 射場地区 20A 4, 800KWH エ トイレ 1 40A 10, 800KWH オ トイレ 2 30A 3, 600KWH （月別予定電力使用量は別紙のとおり） (3) 供給電気の種類等 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率 100% とすること。 （付紙第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照（RE100 の細部については、Going 100%-RE100 (https://www.there100.org/technical-guidance) を確認すること。） (4) 使用期間 自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分 至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分 (5) 電力量の検針 ア 自動検針装置 : 有 イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針 ウ 電力量計構成 : スマートメーター (6) 需給地点 電力会社の引込線との電源側接続点 (7) 電気工作物の財産分界点 上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。 (8) 保安上の責任分界点 上記需給地点に同じ			

(9) 対価の支払方法

- ア 甲が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。
- イ 乙は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に通知することとする。
- ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。
- エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
- オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

3 【その他】

- (1) 蓄熱式負荷設備は無い。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。
- (4) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (5) 入札価格の算定にあたっては、力率は85%とし、燃料費調整及び再エネ賦課金は含めないこと。また、再生可能エネルギー比率100%に係る付加金等は含めるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和8年度 十文字原演習場月別予定使用電力量

項目 月	廠舎地区 3相		廠舎地区 単相		射場地区		トイレ1		トイレ2	
	契約電力	使用電力量	契約電力	使用電力量	契約電流	使用電力量	契約電流	使用電力量	契約電流	使用電力量
	(KW)	(KWA)	(KVA)	(KWH)	(A)	(KWH)	(A)	(KWH)	(A)	(KWH)
4	9	1,600	40	4,200	20	400	40	900	30	300
5	9	1,200	40	3,700	20	400	40	900	30	300
6	9	1,300	40	4,500	20	400	40	900	30	300
7	9	1,300	40	4,300	20	400	40	900	30	300
8	9	1,100	40	3,500	20	400	40	900	30	300
9	9	1,100	40	4,100	20	400	40	900	30	300
10	9	1,100	40	4,000	20	400	40	900	30	300
11	9	1,000	40	3,700	20	400	40	900	30	300
12	9	1,000	40	6,300	20	400	40	900	30	300
1	9	1,200	40	5,600	20	400	40	900	30	300
2	9	1,100	40	6,000	20	400	40	900	30	300
3	9	1,200	40	4,000	20	400	40	900	30	300
合計		14,200		53,900		4,800		10,800		3,600

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

（2）グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第404会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 6 年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 6 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」 （以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

③ 令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④ 令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = ① 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (KWh)) ② 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギー CO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和 6 年度の供給電力量 (需要端 (kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和 6 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

仕 様 書			
件名	令和8年度国東通信所で使用する電気	作成年月日	令和 7年12月15日
		所 属	別府駐屯地業務隊
		作 成 者	防衛技官 松 田 学
1 【概 要】 (1) 需要場所 大分県国東市安岐町両子 国東通信所 (2) 業種及び用途 官公署（国家事務） 2 【仕 様】 (1) 電気方式、標準電圧、周波数 等 ・ 交流3相3線式 200V 60Hz 力率 90% 1回線受電方式 (2) 契約電力（電流）、予定電力使用量 ・ 32KW 63,700KWH (月別予定電力使用量は別紙のとおり) (3) 供給電気の種類等 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率100%とすること。 (付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照（RE100の細部については、Going 100%-RE100. (https://www.there100.org/technical-guidance)を確認すること。) (4) 使用期間 自 令和 8年 4月 1日 0時00分 至 令和 9年 3月 31日 24時00分 (5) 電力量の検針 ア 自動検針装置 : 有 イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針 ウ 電力量計構成 : スマートメーター (6) 需給地点 電力会社の引込線との電源側接続点 (7) 電気工作物の財産分界点 上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。 (8) 保安上の責任分界点 上記需給地点に同じ (9) 対価の支払方法 ア 甲が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。 イ 乙は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に通知することとする。 ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（付紙第2）で半期ごと提出することとする。 エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。 オ 乙はエの負担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。			

3 【そ の 他】

- (1) 蓄熱式負荷設備は無い。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (4) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (5) 入札価格の算定にあたっては、力率は90%とし、燃料費調整及び再エネ賦課金は含めないこと。また、再生可能エネルギー比率100%に係る付加金等は含めるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和 8 年度 国東通信所月別予定使用電力量

項目 月	契約電力 (KW)	使用電力量 (KWA)
4	32	4,500
5	32	5,500
6	32	6,000
7	32	6,500
8	32	7,500
9	32	6,500
10	32	5,200
11	32	4,000
12	32	5,200
1	32	4,400
2	32	4,200
3	32	4,200
合計		63,700

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●に移転したことで、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生可能比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	証書期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

（2）グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第404会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和6年度 1kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和6年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和6年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」 （以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

③ 令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④ 令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = ① 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (KWh)) ② 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和 6 年度の供給電力量 (需要端 (kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和 6 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

仕 様 書			
件名	令和8年度山浦通信所で使用する電気	作成年月日	令和 7年12月15日
		所 属	別府駐屯地業務隊
		作 成 者	防衛技官 松 田 学
1 【概 要】 (1) 需要場所 大分県国東市安岐町矢川1717-136 山浦通信所 (2) 業種及び用途 官公署（国家事務） 2 【仕 様】 (1) 電気方式、標準電圧、周波数 等 ア 交流3相3線式 200V 60Hz 力率 90% 1回線受電方式 イ 交流単相3線式 100/200V 60Hz 1回線受電方式 (2) 契約電力（電流）、予定電力使用量 ア 16KW 30,000KWH イ 11KVA 10,100KWH （月別予定電力使用量は別紙のとおり） (3) 供給電気の種類等 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率100%とすること。 （付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照（RE100の細部については、Going 100%-RE100 (https://www.there100.org/technical-guidance)を確認すること。） (4) 使用期間 自 令和 8年 4月 1日 0時00分 至 令和 9年 3月 31日 24時00分 (5) 電力量の検針 ア 自動検針装置 : 無 イ 電力会社の検針方法 : 訪問検針 ウ 電力量計構成 : 普通電力量計 (6) 需給地点 電力会社の引込線との電源側接続点 (7) 電気工作物の財産分界点 上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。 (8) 保安上の責任分界点 上記需給地点に同じ (9) 対価の支払方法 ア 甲が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。 イ 乙は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に通知することとする。 ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（付紙第2）で半期ごと提出することとする。 エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。 オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。			

3 【そ の 他】

- (1) 蓄熱式負荷設備は無い。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (4) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (5) 入札価格の算定にあたっては、力率は90%とし、燃料費調整及び再エネ賦課金は含めないこと。また、再生可能エネルギー比率100%に係る付加金等は含めるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和 8 年度 山浦通信所月別予定使用電力量

項目 月	3 相		単相	
	契約電力 (KW)	使用電力量 (KWA)	契約電力 (KVA)	使用電力量 (KWH)
4	16	2,000	11	600
5	16	2,300	11	600
6	16	2,800	11	900
7	16	3,500	11	900
8	16	3,500	11	700
9	16	3,000	11	700
10	16	2,800	11	800
11	16	1,800	11	900
12	16	2,300	11	1,100
1	16	2,000	11	900
2	16	2,200	11	900
3	16	1,800	11	1,100
合計		30,000		10,100

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●

〇〇 〇〇 様

 〇〇県〇〇市〇〇
 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●に移転したことで、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	証書期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

（2）グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第404会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

（1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 6 年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 6 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」 （以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

③ 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④ 令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和6年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--